

平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
			該 当 な し								

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成22年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成23年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成24年度)を記載すること。

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
インキ用原材料D	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年10月4日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	12,159,000	—	—	当該品は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その製造方法、材料成分、使用用途を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
モジュール型印刷機改造	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年10月5日	㈱小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則第11条第4号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの改造ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	108,150,000	—	—	本件は、モジュール型印刷機の凹版胴の取替及びワイピング部等の改造であり、当該機械の機能及び構造を熟知している製造業者でないと仕様書どおりの履行ができないため。	17	
インキ用原材料C	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年10月7日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	5,071,500	—	—	当該品は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その製造方法、材料成分、使用用途を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理請負作業	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年10月8日	日本環境安全事業㈱ 東京都港区芝1-7-17	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第7号 本作業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第7条第1項に基づき、東京都で策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき処理事業者指定されているため。	32,946,000	32,946,000	100.0%	—	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うものであり、処理に当たっては、東京都で策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により実施することになっており、左記業者は、当該計画で処理業者として指定されている唯一の業者であるため。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
インキ用原材料B	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年10月12日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	36,162,000	—	—	当該品は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その製造方法、材料成分、使用用途を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
多機能製本システム制御部外修繕	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年11月11日	㈱イリス 東京都品川区上大崎3-12-18	政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則第11条第4号 当該業者は本装置の製造業者の日本における唯一の正規代理店であり、当該業者でないと仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	61,771,500	—	—	本件は、多機能製本システムの制御部の修繕であり、当該機械の機能、構造を熟知した製造業者でないと仕様書どおりの修繕ができないので、製造業者の国内正規代理店と契約したため。	17	
特殊型付ロール修繕	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 倉田剛志 岡山県岡山市東区西大寺上3-4-70	平成22年11月15日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	6,426,000	—	—	特殊型付ロールは、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
製紙用毛布	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年11月17日	イチカワ㈱ 東京都文京区本郷2-14-15	政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人国立印刷局契約事務規則第11条第3号 特許権等の排他的権利を有するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	43,148,511	—	—	本件は、抄紙機で使用している製紙用毛布で、特殊な仕様となっており左記業者の特許を使用しないと製作できないため。	17	
特殊型付ロール外1件	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 岡田 茂 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成22年11月17日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	5,544,000	—	—	特殊型付ロールは、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
第4号抄紙機用特殊型付ロール外1件	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 岡田 茂 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成22年11月18日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	11,623,500	—	—	特殊型付ロールは、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
特殊印刷物SS印刷済半製品	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年12月3日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	7,954,947	—	—	当該印刷物は、機密性が高く、偽造防止技術漏洩の防止と数量管理が重要な管理項目となっており、これらの管理体制が万全であり、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
特殊型付ロール修繕	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 岡田 茂 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成22年12月9日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	11,075,400	—	—	特殊型付ロールは、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様を公表できないため、当局と秘密保持契約を締結している者と契約したため。	15	
第1、2号諸証券用特殊印刷機修繕	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年12月22日	(株)小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3-11-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの修繕ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	11,130,000	—	—	本件は、証券用印刷機の原動部、制御部等の修繕であり、当該装置の機能及び構造を熟知している製造業者でないと仕様書どおりの修繕ができないため。	14	
滝野川工場券面検査装置保守点検作業	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成22年12月22日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第2号 本装置の製造業者でないと、仕様書どおりの保守点検ができないため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,323,000	—	—	本装置は、左記業者により設計、製造されたもので、詳細なデータを有しており、機能及び構造を熟知した製造業者でなければ要求する機能・精度の維持を保証できる点検が行えないため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4 (虎の門工場 国会)	-	東京ガス㈱ 東京都港区海岸1-5-20	-	-	1,215,140	-	-	当該地域においてガス事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可されたガスを供給できる唯一の者であるため。	8	契約金額は第3四半期までの支出実績
水道	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 岡田 茂 神奈川県小田原市酒匂6-2-1 (研究所)	-	小田原市水道局 神奈川県小田原市高田401	-	-	1,784,627	-	-	当該地域において水道法第6条に基づき厚生労働大臣に認可された水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。当該地域において下水道法第3条に定められている唯一の公共下水道管理者であるため。	8	契約金額は第3四半期までの支出実績
電話	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大野雅人 東京都港区虎ノ門2-2-4 (滝野川工場)	-	ソフトバンクテレコム㈱ 東京都江東区新砂1-8-2	-	-	1,084,171	-	-	IP電話導入時に料金、サービス内容、利便性を比較検討した結果、選定した業者であり、既に初期投資を行っており、継続して契約することが経済的であるため。	8	契約金額は第3四半期までの支出実績

〔記載要領〕

1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達 の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<p>ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	5
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	6
<p>ニ その他</p>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12